

諮詢実施機関：熊本県知事
諮詢日：令和6年（2024年）8月5日（諮詢第238号）
答申日：令和7年（2025年）11月28日（答申第196号）
事案名：漁協職員在職中死亡の原因等に係る県の調査、指導の記録（過去5年分）についての存否応答拒否による不開示決定に関する件

答 申

第1 審議会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、漁協職員在職中死亡の原因等に係る県の調査、指導の記録の文書について、存否を明らかにしないで行った不開示決定は、これを取り消し、改めて開示、不開示の決定をすべきである。

第2 諒問等に至る経過

- 1 令和6年（2024年）4月22日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、以下について開示請求を行った。

漁業協同組合（以下「漁協」という。）の職員の在職中死亡（自殺、事故、病気）の発生、原因等について県担当部局が報告を受けたり、調査・聞き取り、指導を行った記録すべて（保存されている行政文書のうち過去5年分）
- 2 令和6年（2024年）6月5日、実施機関は、本件開示請求に対し、条例第10条の規定により、行政文書の存否を明らかにしない不開示決定（以下「原処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 令和6年（2024年）6月10日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して原処分を不服とする審査請求を行った。
- 4 令和6年（2024年）8月5日、実施機関は、この審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、熊本県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮詢を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求の趣旨

原処分を取り消し、文書の全部または一部の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求の理由は、審査請求書によると、次のとおりである。

特定の個人、特定の法人についての情報開示をもとめたものではなく、個人情報保護や団体の競争上の地位等を害するおそれがあるとする県の判断には根拠がない。

また、公にしない情報として公開しない取り決めも存在しない。事務の適正遂行に支障を及ぼすおそれも皆無である。

存否回答拒否は、情報公開制度をないがしろにして、行政の不作為、業務懈怠等を客観的に検証しようとする調査報道を妨げている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、弁明書及び説明聴取によると、おおむね次のとおりである。

1 本件対象文書について

本件対象文書は、その存否について回答すること自体が、条例上の不開示情報を開示することになるため、条例第10条に該当し、文書の存否を明らかにしない不開示とした。

2 弁明書及び説明聴取の要旨

(1) 本件開示請求について

漁協職員の在職中死亡については、死亡原因に関わらず、実施機関が漁協に対して報告を求める事項とはしていないため、全ての事例を把握しているわけではない。仮に漁協からこのことについて報告等があった場合は、一般論として、法令等に違反する疑いがあるか、漁協の業務の健全性や適切性に係る問題となるか判断するために現状把握を行う。

(2) 条例第7条第2号該当性について

本件対象文書が存在する場合に、その存在を明らかにすると、漁協関係者等一定範囲の者が、それらの者しか知りえない他の情報と照合することで、特定の個人を識別することが可能となり、その特定された漁協職員の死亡原因次第では、特定の個人の権利利益を害すると認められるため、条例第7条第2号の「個人に関する情報」に該当する。

(3) 条例第7条第3号ア該当性について

本件対象文書が存在する場合に、その存在を明らかにすると、これを端緒として漁協や関係団体の役職員が、それらの者しか知りえない他の情報と照合す

ることで、職員の死亡事例のあった漁協の特定が可能となる。その結果、特定の漁協職員の死亡事例に関する事実の有無が、少なくとも当該漁協関係者等に知られることとなり、当該漁協の社会的信用、社会的評価が損なわれることとなると認められるため、条例第7条第3号アの「法人その他の団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報」に該当する。

(4) 条例第7条第3号イ該当性について

漁協から実施機関に提供される情報は、行政処分である報告徴求命令によるもの以外は、任意の協力の下、第三者に公表しないことを前提に提供されている。本件対象文書が存在する場合に、その存在を明らかにすると、これを端緒として職員の死亡事例のあった漁協の特定が可能となり、その結果、特定の漁協職員の死亡事例に関する事実の有無が、少なくとも当該漁協関係者等に知られることとなるため、条例第7条第3号イの「法人その他の団体に関する情報であって、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」に該当する。

(5) 条例第7条第6号該当性について

本件対象文書が存在する場合に、その存在を明らかにすると、漁協関係者等一定範囲の者が、それらの者しか知りえない他の情報と照合することで、職員の死亡事例のあった漁協の特定が可能となる。そして、このようなことをおそれて、漁協が実施機関への詳細な情報提供を躊躇する結果、実施機関の正確な情報収集が妨げられることになるため、条例第7条第6号の「県の機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報」に該当する。

第5 審議会の判断

当審議会は、審査請求人の主張及び実施機関の説明を踏まえて審議した結果、以下のように判断する。

1 存否応答拒否処分の妥当性について

原処分の妥当性を判断するに当たっては、いわゆる存否応答拒否の可否を検討することになる。この点、条例第10条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを明らかにするだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができる旨を規定している。ただし、開示請求を拒否するときは、開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で拒否するのが原則であり、存否応答拒否は例外的措置であることから、その適用に当たっては、厳格に解釈し、濫用されることのないようにしなければならない。

さて、原処分の妥当性を判断するに当たっては、本件対象文書の存否を明らかにするだけで不開示情報が開示される結果となるか否かを検討することになる

が、本件開示請求は、漁協職員の在職中死亡事例に対して報告、調査・聞き取り、指導が行われたことを前提にしてその記録を明らかにする情報を求めるものとなっているところ、そのような情報のうち、存否応答拒否の可否との関係では、報告、調査・聞き取り、指導を受けた記録の有無で条例第7条第2号、同条第3号ア、イ及び同条第6号の不開示情報に該当することが前提となるので、以下の規定に該当するか検討する。

2 原処分において不開示とした根拠となる条例の不開示情報該当性について

(1) 条例第7条第2号の不開示情報該当性について

ア 条例第7条第2号は、次の情報を不開示情報として規定している。

個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。（以下省略）

イ 実施機関は、本件対象文書の存否を明らかにするだけで、漁協関係者等一定範囲の者にとって、死亡した漁協職員の特定が可能となり、ひいてはその漁協職員の権利利益を害するおそれがある旨説明している。

しかしながら、照合の対象となる「他の情報」の範囲は、一般人が通常入手し得る情報であると解されており、漁協関係者等一定範囲の者が入手し得る情報は、通常入手し得る情報であるとはいえない。

また、本件開示請求は漁協を特定したものではなく、死亡した漁協職員の特定につながるような情報が開示されなければ、本件対象文書の有無が開示されたとしても、特定の個人の識別が可能になるとは認められず、さらには個人の権利利益を害するおそれは想定し難く、同規定に該当するとは認められない。

(2) 条例第7条第3号ア、イの不開示情報該当性について

ア 条例第7条第3号ア、イは、次の情報を不開示情報として規定している。

法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。（中略）

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

イ 実施機関は、本件対象文書の存否を明らかにするだけで、職員の死亡事例のあった漁協の特定が可能となり、その事実が当該漁協関係者等に知られることで、当該漁協の社会的信用、社会的評価が損なわれる旨説明している。

しかしながら、本件対象文書の有無が開示されたとしても、職員の死亡事例のあった漁協の特定につながる情報が開示されなければ、当該漁協が特定される事態は想定し難い。また、同号アに規定する「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」の判断に当たっては、この「おそれ」は単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。しかし、実施機関は、文書の存否を明らかにするだけで、職員の死亡事例のあった漁協の特定が当然起こり得ることのように述べる一方、その蓋然性についての説明は十分になされていない。

したがって、存否を明らかにすることで、直ちに漁協の社会的信用、社会的評価が損なわれるとは認められないため、同号アに該当するとは認められない。

ウ 実施機関は、漁協から実施機関に提供される情報は、行政処分である報告徴求命令によるもの以外は、任意の協力の下、第三者に公表しないことを前提に提供されており、本件対象文書の存否を明らかにするだけで、特定の漁協職員の死亡事例に関する事実の有無が、少なくとも当該漁協関係者等に知られることとなる旨説明している。

しかしながら、本件対象文書の有無が開示されたとしても、職員の死亡事例のあった漁協や報告内容の特定につながるような情報が開示されなければ、いずれかの漁協が実施機関に何らかの報告を行っていたか否かは明らかになるものの、当該漁協が特定され、報告内容が明らかになるとは認められない。

したがって、同号イに該当するとは認められない。

(3) 条例第7条第6号の不開示情報該当性について

ア 条例第7条第6号は、次の情報を不開示情報として規定している。

県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（以下省略）

イ 実施機関は、本件対象文書の存否を明らかにするだけで、職員の死亡事例のあった漁協の特定が可能となり、漁協は特定されることをおそれて実施機

関への詳細な情報提供を躊躇するようになるため、実施機関の正確な情報収集が妨げられることとなる旨説明している。

しかしながら、本件対象文書の有無が開示されたとしても、職員の死亡事例のあった漁協や報告内容の特定につながるような情報が開示されなければ、いずれかの漁協が実施機関に何らかの報告を行っていたか否かは明らかになるものの、当該漁協が特定され、報告内容が明らかになるとは認められない。よって、実施機関は、漁協が報告内容が公になることをおそれて、実施機関への情報提供を躊躇するようになる旨説明するが、そのような事態は想定し難く、実施機関の正確な情報収集が妨げられ、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。また、同号柱書きの「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」の判断に当たっては、この「おそれ」は単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。しかし、実施機関は、職員の死亡事例のあった漁協の特定が当然起こり得ることのように述べる一方、その蓋然性についての説明は十分になされていない。

したがって、同規定に該当するとは認められない。

（5）小括

本件対象文書の存否は不開示情報ではないことから、存否を明らかにするだけで、不開示情報を開示することになるとは認められない。

したがって、実施機関は本件開示請求を拒否することはできないから、原処分は妥当ではない。

3 結論

以上により、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 経過

以下のとおり。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和6年（2024年） 8月 5日	・ 諮問（第238号）
令和7年（2025年） 8月 26日	・ 審議
令和7年（2025年） 9月 25日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
令和7年（2025年） 10月 28日	・ 審議

熊本県情報公開・個人情報保護審議会第2部会

部会長 鹿瀬島 正剛

委 員 齊藤 信子

委 員 関 智弘